

又従業員ニ有利ナル事項ノミノ決議ヲ為シ最後ニ
別記四ノ如キ決議ヲ為シ之ヲ即日会社ニ提出スル
コトヲ計リ満場一致可決更ニ平和夕クシ一吉野
東京兼合石山 自動車従業員同盟木元 太陽夕ク
シ一竹内等ノ祝辞演説アリ散会ニ臨ミ既報福因全
次郎作ノ團結ノ歌ヲ合唱午後四時急事散会セリ

三 事業主側

会社ト従業員トノ間ハ前報ノ如ク單ナル雇傭関係ニ
非ラザルヲ以テ自ニ積極的手段ニ出ヅルニト能ハサ
ルヲ以テ相當期間其ノ任ニ放任シ置キ公誓証書契約
ニ違反スル程度ノ行動アリタル場合ハ契約ニ基キ断
止タル態度ニ出ヅル方針ナルガ從來毎月二十日ヲ便

直上其ノ月ノ決算日ト定メ居タルガ公誓証書ニハ二
十八日ヲ決算日ト定メアルヲ以テ目下自治管理中ノ
料金ヲ二十八日迄ニ納入セサルニ於テハ專断ヲ没収
スルノ策ニ出ズル計画モアリタルガ会社ハ明二十九
日午前十時ヨリ凡ノ内生命保険協会ニ於テ株主總會
開催ノ豫定ナルヲ以テ總會終了後重役間ニテ慎重對
策ヲ考究ノ上實行ニ着手スル筈

三 警察取締状況

宇議団側ニ於テハ明二十九日ノ会社株主總會ニ團員
中ノ株主二十四名ヲ列席セシメ状況ニ依リテハ總會
ヲ混乱ニ陥ラシメントシ又外部ニ於テモ会社ノ内情
ヲ攻撃セル旨伝ビラフ散布シ示威運動ヲ為サントス